

イタリアのアグリツーリズム法

萩原 愛一

【目次】

はじめに

I 背景と1985年法の成立

II 2006年法の概要

翻訳：2006年2月20日の法律第96号「アグリツーリズムに関する規定」

はじめに

本稿は、2006年3月から施行された2006年2月20日の法律第96号「アグリツーリズムに関する規定」について、成立の背景と概要を解説し、あわせて、その全訳を紹介するものである。

アグリツーリズム (agriturismo (伊)、agri-tourism(英)) とは、観光 (turismo, tourism) に、「農」を意味する接頭辞agriを付したもので、文字通り、農村における観光を意味し、ルーラル・ツーリズム (農村ツーリズム)、グリーン・ツーリズムとほぼ同義である。我が国では、グリーン・ツーリズムの名称が広まっており、農林水産省もこの名称のもとで、関連事業を行っている。イタリアにおいては、「農業者」による観光関連の経営活動をアグリツーリズムと規定し、「非農業者」によるルーラル・ツーリズムなどと区別していること(注1)もあり、本稿では、アグリツーリズムの名称を、そのまま使うこととした。

I 背景と1985年法の成立

都市の住民が、農山村地域における自然、環境、景観、その地域の文化や人々と直接触れあいながら余暇を楽しむ、このような農村滞在型の観光形

態は、ヨーロッパ諸国で、1970年代から普及した。それには、次の3つの契機があったとされている。①欧州の先進国に顕著に見られた農村経済の衰退と、それともなう農村社会の変化、②農村観光市場の成長と観光行動・観光理念の変化、③EC/EUによる農村支援策の具現化である(注2)。

こうした背景のもと、イタリアは、1985年に「アグリツーリズム法」(1985年12月5日の法律第730号『アグリツーリズムに関する規定』。以下、「1985年法」という。)を制定した。この法律において、農村部にふさわしい観光の促進を通じて、農業を支えていくという姿勢が明確に打ち出された。すなわち、農村部における観光は、農業地域の発展と均衡の促進及び経営所得の補完と生活状態の改善を通して、農業生産者の存続を促すとともに、自然及び建築などの農業遺産のより有効な利用、環境の保全保護の強化、地域の特産物の販売促進、農村社会の伝統や文化の保護・振興、都市と農村の関係の改善等をもたらすものとして、大きな役割を期待されているのである。農村の経済や社会の衰退を、新たな観光形態を取り入れることによって、食い止めようとする意図がはっきりと現れているといえよう。

1985年法の下で、イタリアにおけるアグリツーリズムは大きく発展した。制定から20年後の2005年、アグリツーリズムに携わる農家の数は、ほぼ2倍の13,000となり、利用者は300万人(うち外国人は60万人)、年間売上高8億ユーロの規模に達している。とはいえ、次第に、売上高も頭打ちの傾向となり、収益率も低下していた(注3)。また、アグリツーリズムの発展が一部の州に偏るという現象も目立ってきた。1985年法の制定から20年前後が経過し、まだ活用しきれていない農山村や農業の潜在力を引き出し、実情とそぐわなくな

った点を改めることが求められるようになった。

こうしたなかで、1985年法に代わる新たなアグリツーリズム法が提案された。議会での審議を経て、2006年2月に可決され、同年3月31日より施行された（以下、「2006年法」という）。

II 2006年法の概要

2006年法は、アグリツーリズムの一層の振興のために、すでに述べたように、この20年間の農村や農業の変化に対応させるとともに、国と州の権限配分を見直す憲法第5章の改正に適合させようとするもの^(注4)であり、1985年法は廃止された（第14条第1項）。

2006年法も、1985年法と同様に、基本的な枠組みを定めた法律である。詳細は、各州が、本法の施行後6か月以内に定めることとされており（第14条第2項）、州に、広い裁量が委ねられている。2006年法の大きな特徴は、簡便化と柔軟性である。なかでも、開業手続についての簡便化が特筆に値する。アグリツーリズムの開業には、1985年法では、まず、州の有資格者のリストに登録させた上で、所在地のコムーネ(我が国の市町村にあたる最小の行政単位)の長が認可するという形式をとっていたが、2006年法ではコムーネへの届出だけで済むことになった（第6条第2項）。

多数を占める小規模なアグリツーリズム経営農家に配慮した簡便化も2006年法における大きな改善点である。アグリツーリズムは、農業経営者が行うものと定義されており（第2条第1項）、アグリツーリズム経営農家においては、各州が農業経営とアグリツーリズム経営のそれぞれに割かれる労働時間に重点を置きつつ作成する基準に照らして、農業経営の比重が相対的に高くなければならない（第4条第2項）が、受入れや飲食物の提供において、対象となる客が10人以下の

場合は、それだけで、農業経営が主たる職業とみなされる（第4条第3項）。さらに、小規模な経営に配慮した条項としては、10人までの客に対する食事の調理は、家庭の調理場の使用を認め（第5条第4項）、ベッド数が10台^(注5)までであれば、宿泊施設としては、住居としての適性のみが要件となる（第5条第5項）。すなわち、それぞれ、一般の飲食業や宿泊業の場合に義務づけられている設備や厳しい要件を免除されているのである。

農業との結びつきが明らかであれば、宿泊や食事の提供をともしないレクリエーションや文化的活動も、アグリツーリズムとして認められ（第4条第5項）、州がアグリツーリズムに使用する建物の保健衛生上の要件を決めるにあたっては、建築学的な価値を損なわないことを求める（第5条第1項）など、柔軟性をもたせた規定も散見する。

その反面、法律の趣旨に照らして、縛りを強めた部分もある。それは、とくに、農業との結びつきの要件をより厳しいものとする一方で、観光業におけるアグリツーリズムの特色を際立たせるための規定において目立っている。なかでも、食に関わる条項は、1985年法より具体的である。その土地の農業生産物やワイン、郷土料理等の提供を義務づける（第2条第3項b）、第4条第4項）ことで、農業と不可分の観光形態としてのアグリツーリズムのあり方を鮮明にしている。伝統的に「食」へのこだわりがあるだけでなく、それぞれの土地に固有な食材や食文化に眼を向けるスローフード運動を生み出した国らしい規定であるといえる。

その他、農林政策省に3か年計画を策定させ（第11条第1項）、アグリツーリズムの全国監視機関を設けて情報の提供、共有、交換をはかる（第13条）など、地域間でバランスのとれたアグリツーリズムの発展が目指されている。

注

- (1) 大江靖雄「流通の最新事情を探る (15) イタリア・アグリツーリズムにみる経営多角化の意義と可能性」『果実日本』60巻6号, 2005.6, p.68.
- (2) 山崎光博『ドイツのグリーンツーリズム』農林統計協会, 2005. p.12.
- (3) "Nuova disciplina per l'agriturismo", *Il Sole 24 Ore*, 9 febbraio 2006.
- (4) 芦田淳「新たなアグリツーリズム法の成立」『ジュリスト』1315号, 2006.7.1, p.186.
- (5) アグリツーリズム経営農家の宿泊者用のベッド数の全国平均は、12-13台 ("Agriturismo, in campo la semplificazione, *Il Sole 24 Ore*, 1 maggio 2006)

(はぎわら あいいち・海外立法情報調査室)

2006年2月20日の法律第96号「アグリツーリズムに関する規定」
Legge 20 febbraio 2006, n. 96 ; Disciplina dell'agriturismo

萩原 愛一訳

第1条 目的

1. 共和国は、次の各号に掲げる目的のために、欧州連合、国及び州の農村発展計画との調和をはかりつつ、田園地域にふさわしい形態の観光を促進することによって、農業を援助する。
 - a) 各地の固有の資源を保護し、その特徴を生かすとともに、活用する。
 - b) 農村地域における人的活動の維持を支援する。
 - c) 農業における多機能性及び農業所得の多様化を支援する。
 - d) 経営所得の増大及び生活の質の改善を通して、土壌、土地及び環境の保全に対する農業経営者の取組みを支援する。
 - e) 農村の建築遺産を修復し、かつ、景観の独自性を保護する。
 - f) 地域の特産物、高品質の生産物及びそれらと結びついた郷土料理・ワインの伝統を支援し、助成する。
 - g) 農村文化及び食育を促進する。
 - h) 農業及び林業の発展を支援する。

第2条 アグリツーリズム業の定義

1. アグリツーリズム業とは、民法典第2135条に規定する農業経営者により、土地の耕作、造林及び家畜飼育の業務と結合関係を有する自らの農場の利用を通して行われる、受入れ及び宿泊提供の活動をいう。物的会社又は人的会社の形態若しくは農業経営者同士が協力する形態による活動も含む。
2. アグリツーリズム業の実施には、民法典第230条の2に規定する農業経営者、その家族及び有期、無期又はパートタイムの雇用労働者が

従事することができる。前段に規定する従事者は、社会保障、社会保険及び租税に係る現行の規定の目的の下に、農業労働者とみなされる。外部の主体に対する援助の要請は、付加的な活動及びサービスの実施に対してのみ認められる。

3. アグリツーリズム業には、次の各号に掲げる活動が含まれる。
 - a) 宿泊施設又はキャンプを行う者が滞在するための屋外空間の提供
 - b) アルコール性及び高濃度アルコール性の生産物を含む自家生産物並びに地区の農場の生産物を主体として作られる食事及び飲料の、第4条第4項に指定された方式による提供。提供にあたっては、DOP(保護指定原産地表示)、IGP(保護指定地域表示)、IGT(典型的産地表示)、DOC(統制原産地呼称)及びDOCG(統制保証原産地呼称)の表示を有する地域特産の生産物又は伝統的農産物加工品の全国リストに含まれた生産物を優先^(注1)する。
 - c) 1999年7月27日の法律第268号^(注2)が適用されるワイン提供を含む農場生産物の試食・試飲を企画すること
 - d) 経営者が利用可能な所有地の外部も含め、必要があれば地方自治体との協定によって、地域及び農村遺産の有効活用を目的とした、レクリエーション活動、文化的活動、教育的活動、スポーツ活動、エクスカージョン及び乗馬観光を企画すること
4. 農場において生産、調製、加工された食品及び飲料並びに農場で産出された原料を外部で加工することにより得られる食品及び飲料は、自家生産物と見なされる。

5. 農業経営者の様々な資格の承認及び補助金割当の優先性の目的並びに租税的性格の目的以外のあらゆる目的のために、アグリツーリズム業からの収入は、農業所得と見なされる。

第3条 アグリツーリズム業のための家屋

1. 当該地所にすでに存在する建築物又はそれらの一部は、アグリツーリズム業のために利用することができる。
2. 州は、類型学的及び建築学的特性並びに位置する地点の景観及び環境の特色を考慮し、アグリツーリズム業の経営を目的として、農業経営者が使用している現存の建築遺産を修復する措置を定める。
3. アグリツーリズム用に利用される家屋は、外観上のあらゆる印象から、農家と見なすことができるものとする。

第4条 アグリツーリズム業の基準及び制約

1. 州は、州の管轄地域全体の又はその一部の特質を考慮し、アグリツーリズム業の実施のための基準、制約及び管理義務を取り決める。
2. アグリツーリズム業の組織化が、主たる業務でなければならない農業経営との結合という要件を失うほどの規模にならないように、州及び自治県は、農業とアグリツーリズム業の結合関係の評価のための基準を、特に農業経営に必要な労働時間に準拠して定める。
3. 受入れ並びに食事及び飲料の提供の活動が、10人を超えない客に対して行われる場合には、他の要件を問わず、農業経営が主であるとみなされる。
4. アグリツーリズム業の実現及び評価並びに州の農産物加工品の販売促進及び郷土料理・ワインの提供に係る州の特色づくりに資する目的で、州は、第2条第3項b)号に掲げる食事及び飲料の提供について、次の各号に掲げる基準を考慮しつつ規定する。

- a) 食事及び飲料を提供する農場は、自家生産物の相当量を使用しなければならない。宿泊している者にのみ食事及び飲料を提供する場合には、例外規定を設けることができる。
 - b) 地区の農場とは、州又はその州と境を接する州にある、隣接する同質の地区に位置する農場を意味する。それらの農場の生産物に対しては、別の割当量を定めなければならない。
 - c) 本項 a)号及び b)号に掲げる割当量は、食事及び飲料の提供において使用される生産物のうちの主たる割合を占めなければならない。
 - d) 食事及び飲料の提供に用いられるその他の生産物は、当該地区の食品製造業者に由来するものを優先し、[それが難しい場合でも] 州又はその州と境を接する州にある、隣接する同質の地区の農業生産物に係るものでなければならない。
 - e) ある生産物が、州又はその州と境を接する州にあって隣接する同質の地区において客観的に見て入手不可能で、かつ、郷土料理・ワインの提供の目的のために、それらを入手する必要がある場合は、品質及び特性を満たすことのできる他地域産の生産物の割合を限定的に定める。
 - f) 州により認定された、特に気象災害、植物病害又は家畜疫病に由来する不可抗力により、本項 c)号に掲げる制約を遵守することが不可能である場合には、農場の属するコムーネにその旨を通知しなければならない。当該コムーネは、事実を確認した上で、活動を暫定的に許可する。
5. 第2条第3項d)号に規定するレクリエーション活動及び文化活動は、当該農場の経営及び農業資源並びに歴史・環境的及び文化的遺産の見聞に向けられた活動との結合関係が客観的に見て存在する場合にのみ、同項 a)号及び b)号に規定する宿泊並びに食事及び飲料の提供とは独立して実施することができる。そのような結合関係が存在しないレクリエーション活

動及び文化的活動は、農場に滞在する客に向けられた補完的及び付帯的なサービスとしてのみ実施することができる。それゆえに、それらの活動に、任意であれ参加した者から、その対価を受け取ることはできない。

第5条 保健衛生に関する規定

1. アグリツーリズム業のために利用すべき不動産及び施設の保健衛生上の要件は、州によって定められる。当該要件を定めるにあたっては、特に日照面積との関係における家屋の高さ及び大きさに関する建築学的特性及び農家らしさ並びに行われる活動の限定的な規模を考慮する。
2. 食料及び飲料の生産、調理、包装並びに提供は、その後の改正を経た1962年4月30日の法律第283号^(註3)及びその後の改正を経た1997年5月26日の立法命令第155号^(註4)第9条の規定に従うものとする。
3. 衛生管理当局は、食料品の取扱い及び提供に係る家屋の要件並びにそれに関する業者の保健衛生自主管理計画を評価するにあたって、多種少量生産並びに自家農業生産物の加工及び利用における伝統的方法の採用を考慮する。
4. 最大10人までの食事を提供する場合には、調理のために家庭用の調理場を使用することを認めることができる。
5. アグリツーリズム業における宿泊提供のための建物の適性の判断は、ベッド数10台までは、居住に適しているか否かの要件だけで十分である。
6. アグリツーリズム業の経営において使用される建築物及び手工芸品に関して、アクセシビリティ及びバリアフリーに係る現行の法規との適合性は、応急的な処置により確保する。

第6条 行政規則

1. アグリツーリズム業の営業は、再び資格を得

た場合を除き、次の各号に掲げる者には許可されない。

- a) 刑法典第442条、第444条、第513条、第515条及び第517条に規定する違法行為の一つ又は保健衛生に係る犯罪若しくは特別な法律に規定された食品の調理における違法行為の一つにより、過去3年に確定判決を受けた者
 - b) その後の改正を経た1956年12月27日の法律第1423号^(註5)に基づいて、予防的措置の下にある者又は累犯であるとの判決を受けた者
2. アグリツーリズム業は、活動開始の届出と同時に営業を始めることができる。コムーネは、必要な確認を行った後、軽微な不備及び不正がある場合には、営業を停止させずに、60日以内に、理由を付した所見を示し、適正化のための期間を定めることができる。重大な不備及び不正の場合には、それらが、当事者によってコムーネが決めた期限内に除去されたことが確認されるまで、営業を停止することができる。
 3. アグリツーリズム業の名義人は、あらかじめ認可された活動にいかなる変更があっても、15日以内に、コムーネにその旨通知し、かつ、自らの責任において、要件及び法律の履行の存続を確認しなければならない。

第7条 資格及び租税上の規則

1. 州は、アグリツーリズム業の営業資格証明書の発行のための方式を定める。証明書を取得させるために、州は、農業人材養成機関を通して、最も代表的なアグリツーリズム業者団体の協力により、準備講座を企画することができる。
2. 第6条の規定に基づいて認可され、州により規定された規則に従うアグリツーリズム業は、それを遂行するにあたって、1991年12月30日の法律第413号^(註6)第5条に規定する租税規定及び他の社会保険又はアグリツーリズム業に係る部門上の法規の適用を受ける。適合する

規定がない場合には、農業部門について規定された法規が適用される。

第8条 営業期間及び料金

1. アグリツーリズム業は、1年を通して又はコムーネへの事前通告により当該農業経営者が定めた期間、行うことができる。ただし、農場の経営上の要求により、必要性が認められた場合には、コムーネに対し、あらためて通告を行う義務を負わずに、短期間、客の受入れを中止することができる。
2. アグリツーリズム業を行う主体は、毎年10月31日までに、州が指示する手続に従って、翌年に適用を予定する、ハイ・シーズン及びシーズン・オフの時期に係る最高額の表示を含む料金の申告を行う。

第9条 名称の利用制限・格付

1. 「アグリツーリズム」の名称及びそれに由来する形容詞をともなう語の使用は、第6条の意味においてアグリツーリズム業を経営する農場にのみ許される。
2. 農林政策省は、アグリツーリズムの需要供給の関係を、より透明かつ均一にするために、生産活動省の意見を聴取し、国、州並びにトレント及びボルツァーノ特別自治県間の関係整備のための常設会議（Conferenza permanente per i rapporti tra lo Stato, le regioni e le province autonome di Trento e Bolzano）においてあらかじめ合意した上で、全国同一の格付基準を定めるとともに、地域の特性に基づく評価パラメータの州による利用方式を決定する。

第10条 生産物の加工及び販売

1. 自家生産物それ自体若しくはその加工品又はアグリツーリズム農場の地域特産物の販売には、その後の改正も含む1963年2月9日の

法律第59号^(注7)及び2001年5月18日の立法命令第228号^(注8)第4条の規定が適用される。

第11条 アグリツーリズムの計画及び展開

1. 農林政策省は、州及び自治県と合意し、かつ、全国レベルで最も代表的なアグリツーリズム団体の意見を聴取した上で、全国及び国際市場におけるイタリアのアグリツーリズムの促進を目的とする、毎年更新可能な3か年計画を策定する。
2. 州は、乗馬観光の事業を促進する目的で、アグリツーリズム農場における乗用馬の購入及び飼育並びにそれに係る収容及び調教のための施設整備を奨励助成することができる。州は、さらに、アグリツーリズム農場及び乗馬観光サークルの協力により推薦された乗馬観光ツアーを助成することができる。

州は、さらに、アグリツーリズム業の最も代表的な団体と共同で、研究、調査、実習、人材育成及び普及活動を通して、アグリツーリズムの発展を支援する。

4. 本条の実施により、財政上の新規の負担又は負担の増大は生じない。

第12条 類似の事業

1. 漁業従事者により行われる、宿泊及び主として漁業に由来する産物から構成される食事の提供並びに漁村ツーリズムを含む、その後の改正を経た2001年5月18日の立法命令第226号^(注9)の規定に基づく事業は、アグリツーリズム業と同一の活動とみなされ、本法の規定を適用できる。

第13条 アグリツーリズム全国監視機関

1. 農林政策省の方針及び管轄調整の展開に有益な情報を提供し、かつ、経験を全国レベルで伝達及び相互交換することを目的として、州は、毎年、農林政策省に、管轄地域におけるアグリ

ツーリズムの実態に関する概括的な報告書を提出する。

2. 農林政策省に、全国レベルの代表的なアグリツーリズム業者団体が参加するアグリツーリズム全国監視機関を設置する。
3. アグリツーリズム全国監視機関は、州及び第2項に規定する団体より提供される情報の収集及び整理を行い、毎年、アグリツーリズムの実態に関する年次報告を刊行するとともに、外国の経験をも参考として、当該事業の発展のための提言を行う。
4. 本条の実施により、財政上の新規の負担又は負担の増大は生じない。

第14条 経過規定及び末尾規定

1. 1985年12月5日の法律第730号は廃止する。
2. 州は、本法の施行後6か月以内に、アグリツーリズムに係る州の規定を、本法に含まれた基本的な原則に一致させる。
3. 州は、すでにアグリツーリズム業の営業の認可を得ている農場に対して、本法の規定の適用を定める規則を公布する。

第15条 特別州並びにトレント及びボルツァーノ自治県に対する特別規定

1. 自治憲章及びその実施規則に準じて、本法に規定する目的に適った措置をとる特別州並びにトレント及びボルツァーノ特別自治県の管轄地域に対しては、本法の適用を除外する。

第16条 財政措置

1. 第2条第1項及び第7条第2項の規定は、2006年1月1日以降適用される。
2. 2006年以降、90万ユーロと見積られる、第2条第1項、第7条第2項及び第10条の適用に由来する歳入の減少に対しては、次のように財政措置を講じる。2006年の90万ユーロ

については、2006-2008年の3か年予算の目的の下に、2006年経済財政省予算の「特別資金」の当座分の費目において、農林政策省関連の留保分を一部利用するために計上されている割当額から同額を減額し、2007年以降の90万ユーロについては、2005年11月30日の法律第244号により、改正をともなって法律に転換された2005年10月1日の暫定措置令第202号第5条第3項の3に規定された支出費目から同額を減額する。

3. 経済財政省は、その後の改正を経た1978年8月5日の法律第468号^(註10)第11条の3、第7項の目的の下に、本法に規定する歳入の減少の監視を行う。
4. 経済財政省は、省令により予算の必要な変更を行う権限を有する。

注

- (1) DOP, IGPは、イタリアの食品品質保証制度における品質保証の表示。EUの定めた農産物及び食品について、地域的特性を備え、一定の条件を満たしたもののみが認定される。DOCG, DOC, IGTは、ワインにおける品質保証の表示。DOCGが最も高い格付。これら以外のワインは、すべてVdT、すなわち、テーブル・ワインとされる。
- (2) 1999年7月27日の法律第268号「『ワイン街道』に関する規定」
- (3) 1962年4月30日の法律第283号「1934年7月27日の勅令第1265号「食品及び飲料の生産及び販売の衛生に関する規定」により承認された、保健衛生法典の第242条、第243条、第247条及び第250条の改正」
- (4) 1997年5月26日の立法命令第155号「食品衛生に関する指令(93/43/CEE及び96/3/CE)の実施」
- (5) 1956年12月27日の法律第327号「安全及び公共道徳に危険を及ぼす者に対する予防的措置」
- (6) 1991年12月30日の法律第413号「課税ベースの拡大並びに課税評価業務の合理化、容易化及び強化のための規定；企業の不動産の義務的再評価、訴訟の改善及

び係争中の租税関係の有利な解決のための規定；脱税
犯罪の恩赦の共和国大統領への委任；税務サービス・
税務会計センターの設立」

- (7) 1963年2月9日の法律第59条「常設の場所における直
接生産者による農産物の一般への販売に関する規則」
- (8) 2001年5月18日の立法命令第228号「2001年3月5日
の法律第57号第7条に従う農業部門の方向付け及び近
代化」
- (9) 2001年5月18日の立法命令第226号「2001年3月5日

の法律第57号第7条に従う漁業及び養殖部門の方向付
け及び近代化」

- (10) 2005年10月1日の暫定措置令第202号「鳥インフルエ
ンザ予防のための緊急措置」
- (11) 1978年8月5日の法律第468号「予算に関する国の一
般的な会計についてのいくつかの規定の改正」

(はぎわら あいいち・海外立法情報調査室)